

「財務省行政情報化LANシステム更改に係るコンサルティング業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
1	調達仕様書	8	3(3)	(3)デジタル庁との調整支援 GSS移行に向けデジタル庁と定期的に開催する予定の打合せに参加し、デジタル庁との各種調整について支援すること。	-	財務省様では、財務省GSS連携システムの構築と並行して、現行財務省行政LANのGSS移行を実施されると理解しています。 デジタル庁との調整支援の中で実施する業務範囲は、財務省GSS連携システムの範囲のみにとどまらず、現行行政LANのGSS移行に全般に係る認識ですが、相違ないでしょうか。	-	ご認識のとおりです。
2	調達仕様書	8	3(3)	(3)デジタル庁との調整支援 GSS移行に向けデジタル庁と定期的に開催する予定の打合せに参加し、デジタル庁との各種調整について支援すること。	-	どの程度の頻度・時間で行うものでしょうか。	-	デジタル庁と定期的に開催する予定の打合せは、原則、2週間に1回、1回あたり1時間程度を予定しています。 ただし、必要に応じ、これとは別途打合せを開催する場合があります。
3	調達仕様書	13	4(2)	(2)受注者側の体制 表4-2 本業務受注者に求める業務実施体制の役割	-	プロジェクト従事者リーダーの役割に、「・原則として全ての会議体に出席する。」とあるが、適宜行うような事業者との小規模な打ち合わせ等にも参加が必須となるでしょうか。 工程管理という性質上、課題やリスク、進捗の確認等を短時間に適時のタイミングで打ち合わせにて行うことが想定されます。	-	内容によりますが、小規模な打合せは、必ずしも参加必須ではありません。
4	調達仕様書	20	7(5)ア	(5)履行可能性審査に関する要件 本業務及び情報セキュリティ管理の履行可能性を証明するため、以下の書類を提出すること。なお、提出された書類において履行可能性を認めることができないと財務省が判断した場合は、入札に参加することができない。 ア 本業務に係るWBS WBSのワークパッケージは作業ではなく成果物を分解したものとし、ワークパッケージの粒度は概ね1週間程度とする。なお、WBSの作成にあたっては、以下の点に留意すること。 ・着手予定日と完了予定日 日付まで特定できること ・担当者 複数タスクの掛け持ちでないことを確認するため、原則個人単位とすること ・成果物 ドキュメントとシステム両方で、完了判定・進捗基準が明確であること ・工数及びボリューム 原則両方とも記載、少なくともいずれか一方は必須で記載すること	-	履行可能性審査に関する要件において、WBSの提示が示されております。 工程管理という性質上、作業の多くを設計・構築を行う事業者のスケジュール・作成する成果物に依存することとなります。 提案段階で本業務のWBSを作成することは困難だと考えます。 設計・構築の想定スケジュールに合わせ、本業務の受注者が作成する成果物(受入テスト実施計画(案))などのスケジュールは作成可能と考えますが、設計・構築を行う事業者の成果物レビュー等の整理は難しいと存じます。 その点考慮いただき、前提条件や記載を修正いただくのが良いと考えます。	○	仕様書から当該要件を削除します。